

令和7年度宮城県産品アンテナコーナー設置業務 企画提案プロポーザルに係る質問への回答

(宮城県 農政部 食産業振興課)

該当資料		No.	質問内容	質問への回答
仕様書	4業務内容 (1)宮城県コーナー設置場所 イ首都圏	1	「日本百貨店しょくひんかん」の賃料は事業費の内のり・外のりのどちらか。 また、出店枠は既に県が確保されているのか。確保済みの場合、出店枠の仕様(サイズ等)はどのような予定か。	仕様書4業務内容に記載のとおり、店舗使用料及び運営に係る各種諸経費は委託費に含まれます。 また、「日本百貨店しょくひんかん」における宮城県コーナー設置場所は、県が店舗側と事前調整済みであり、約24㎡(6m×4m)を予定しています。 より詳細な情報については、受託候補者と共有することを想定しています。
		2	仕様書において、店舗を日本百貨店しょくひんかん(東京都千代田区神田練堀町8-2CHABARA内)、ならびに期間を令和7年9月1日から令和8年3月31日までの7か月間と具体的に指定されているが、前段として実施店舗側との話し合い・打合せ等がどのレベルまで達しているのかを示していただくことは可能か。 ※例えば、借用の確約は存在せず、その指定期間の借用交渉自体から当該委託業務と成されているものか否か。	No.1に同じ。 ただし、宮城県コーナーレイアウトに係る必要な什器や備品・装飾等については、受託者が店舗管理者と協議し手配及び配置することとなります。
	4業務内容 (2)宮城県コーナー設置及び装飾	3	会場装飾・ポップ等の制作物を事前に発注者へ電子データにて納品することとなっておりますが、実際の装飾現物の制作過程において、データとして示しうることが可能な目安・具体的な水準について教えていただく事は可能でしょうか。 例)販売会に係る販促物のデザイン案データの提出、販売会用のほり制作デザインデータの提出といった認識で問題ないか否か。	仕様書4(2)に記載している、発注者へ納品する「電子データ」とは、宮城県コーナー設置場所のレイアウト(什器の配置含む)、装飾(腰幕、パネル、ポップ等の販促物)に係る制作デザインデータ又は写真を想定しており、例示いただいた認識で問題ありません。
	4業務内容 (4)商品管理 口仕入れ	4	仕様書 4-(4)で受託者が出品者と販売契約を結ぶ旨の記載がある。 日本百貨店以外で、コーナーをスーパーマーケット等の販売店舗に設置展開する場合、店舗・出品者間での契約締結は認められるか。(受託者がスーパーマーケット等を斡旋する商流のイメージ)	仕様書4(4)口に記載のとおり、受託者は出品者と販売に係る契約を締結することとなるため、本委託事業の範囲内においては、店舗・出品者間での契約締結は認められません。
	4業務内容 (5)販路開拓(拡大)支援	5	仕様書4-(5)で「バイヤーを月5社程度招へい」とある。 月数の指定や目安はあるか。また、5社×複数月として、バイヤー1社の複数回訪問も認められるか。	宮城県コーナー設置期間中において、「月5社程度」の招へいを求めるものであり、同月に複数店舗で宮城県コーナーを設置する場合、設置店舗の合計で5社程度のバイヤー招へいが必要となります。 例示いただいたバイヤー1社の複数回訪問を妨げるものではありませんが、実際の招へいバイヤー数のカウントに当たっては、出品者の販路開拓(拡大)に効果的なバイヤー招へいであるかを総合的に勘案し、発注者が判断することとなります。
		6	例えば前述の首都圏指定店舗の場合は、設置場所に係る実施期間が7ヶ月間とあるが、この場合月5社は、毎月次と考え、延べ35社を招聘するものと解釈するのか否か。 また商品入替作業等を実施するに伴う、展開変更後に同箇所へ重複するバイヤー招聘しても良いか否か。開催回数、実施期間、バイヤー招聘数の考え方についてより具体事例を示していただく事が可能か否か。	No.5のとおり、宮城県コーナー設置期間中において、毎月次5社程度のバイヤー招へいを想定しています。 重複するバイヤーの招へいについては、No.5に同じ。 なお、開催回数や実施期間、バイヤー招へい数については、仕様書に記載のとおりです。

※上記以外の質問にはお答えできませんので御了承ください。